

10
No.202

行政ぐんま

2026 GYOSEI-GUNMA

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん



前橋文学館と萩原朔太郎
前橋観光コンベンション協会提供



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

前橋文学館と萩原朔太郎

今号の表紙は、前橋市の中心部、広瀬川河畔に建つ前橋文学館と、前橋が生んだ近代詩の巨星・萩原朔太郎(1886～1942)の姿です。

萩原朔太郎は前橋市に生まれ、第一詩集『月に吠える』をはじめ、『青猫』『純情小曲集』『氷島』などを発表し、口語自由詩を確立した詩人として、日本近代詩に大きな足跡を残しました。

前橋文学館では、朔太郎の自筆原稿や書簡、著書、写真、愛蔵品などを通して、その生涯と作品世界を紹介するとともに、企画展や講演会など多彩な文化活動を展開しています。

現在、特別館長を務めるのは、朔太郎の孫であり、映像作家・写真家としても幅広く活動する萩原朔美氏です。2016年の館長就任以来、文学という枠にとどまらない新たな表現を取り入れながら、朔太郎の精神と前橋の文化を現代へとつないでいます。

広瀬川の流れとともに、今もこの街に息づく朔太郎の詩とことば。前橋文学館は、その魅力を未来へ伝える文化の拠点となっています。

(広報副部長 吉田 憲一)



前橋観光コンベンション協会提供

GYOSEI-GUNMA
CONTENTS 10

01 本会のうごき

- ・令和8年度 行政書士制度広報月間 支部無料相談会開催のご案内 2
- ・知っ得情報 会長 古田島俊憲 3
- ・令和8年度 第1回日行連関東地方協議会 会長会 会長 古田島俊憲 4
- ・各部・委員会紹介 広報部長 後藤 康德 5
- ・会務報告(7月、8月) 6

02 群馬県行政書士会研修会等報告

- ・自動車登録・封印業務に関する研修会報告 封印管理委員会副委員長 山田 英史 8

03 支部だより

- ・「たくさんの出会いとエールを力に!」 高崎支部 松林 里津 9
- ・国会見学と屋形船の旅 桐生支部長 中山 一郎 9
- ・令和8年度東毛4支部合同研修会を開催して 伊勢崎支部長 鈴木 武明 10

04 読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ 11

05 お願い・連絡事項

- ・令和8年度会費納入についてのご案内 12
- ・令和9年度 群馬県行政書士会 会費改定のご案内
..... 経理部長 武田 洋典 13
- ・コスモスぐんま活動のご案内 コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子 14
- ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ コスモスぐんま支部長 上原 陽子 15
- ・コスモスぐんま 入会前研修参加者の声
令和8年度コスモス成年後見制度の入会前研修を受講して
..... 高崎支部 松林 里津 16
- ・VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.10 【後見の学びが、国際業務を深くする】
..... コスモスぐんま副支部長 塩野 有希 17

06 「趣味のコーナー」投稿お願い 18

- ・投稿「私の趣味」 柳 芳信 19

07 ご意見・アイデア募集 19

08 登録事項変更 20

本会のうごき

令和8年度 行政書士制度広報月間 支部無料相談会開催のご案内

支 部	日 程	形 式	相談会場・電話番号
前 橋	10月24日(土) 13:30~15:30	対面 予約優先	K' BIXまえばし福祉会館3F 事前予約 FAX:027-234-3399
高 崎	10月16日(金) 13:00~16:00	対 面	高崎市各6支所 (群馬・新町・箕郷・吉井・榛名・倉渕)
	10月17日(土) 13:00~16:00	対 面	イオンモール高崎2F イオンホール
伊勢崎	10月3日(土) 10:00~16:00 (最終受付15:30)	対 面	JA佐波伊勢崎本店(伊勢崎市連取町3096番地) 3士業合同(司法書士・土地家屋調査士)
桐 生	10月8日(木) 10:00~15:00	対面 予約優先	桐生市総合福祉センター(桐生市新宿3丁目3-19) 事前予約 TEL:0277-46-4165 共催:社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
	10月16日(金) 10:00~15:00	対面 予約優先	みどり市役所・大間々庁舎(みどり市大間々町大間々1511) 事前予約 TEL:0277-47-7066 共催:社会福祉法人みどり市社会福祉協議会
太 田	10月3日(土) 13:30~16:15	対面 完全予約制	太田市学習文化センター 第二研修室 事前予約TEL:090-5437-0632(廣瀬)
富 岡	10月10日(土) 10:00~15:00	対 面	富岡市生涯学習センター3階
藤 岡	10月22日(木) 12:00~17:00	対面 完全予約制	藤岡市役所 東庁舎2階 事前予約 TEL:080-1126-0317
安 中	10月17日(土) 9:00~15:00	対 面	安中公民館 1階(安中市安中3799番地) 3士業合同(司法書士・土地家屋調査士)
渋 川	11月1日(日) 10:00~14:00	対 面	赤城公民館
沼 田	10月10日(土) 10:00~15:00	対 面	テラス沼田6階 602・603会議室
吾 妻	10月17日(土) 10:00~15:00	対 面	バイテック文化ホール
館 林	10月17日(土) 13:00~17:00	対面 完全予約制	城沼公民館(館林市松原1-22-22) 事前予約 TEL:0276-57-8172

お問い合わせ

群馬県行政書士会事務局 TEL:027-234-3677
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-8-1
前橋商工会議所会館4階



会長 古田島 俊憲

今回は、本会からの周知及び要望事項についてご案内します。

◆補助者について

補助者を置いている事務所につきましては、以下、ご確認いただき遵守していただきますようお願いいたします。

- ・会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならないとされています。

8月25日現在、本会では、136の事務所が補助者を置いています。業務を拡大するうえで、補助者を置くことに異論はございません。他方、補助者の扱いについて疑義があるという事案が発生していることも否定できません。補助者規則に則っていただき、積極的な事務所運営を行なっていただくことを願っております。

◆メール会員登録について

8月25日現在、866名の方にメール会員登録していただいております（メール会員登録割合76%）。メール会員登録をされていない方におかれましては、この機会にぜひともメール会員への登録をお願いします。メール会員への登録をお願いする根拠は以下のとおりです。

- ・最新情報・有益な情報をリアルタイムでお届けする

メール会員の方には、日行連、日政連、群馬県からの最新情報を発信しています。それ以外にも本会研修会や各支部研修会のご案内もお届けしています。一人でも多くの方に有益な情報をお届けしたいという思いからメール会員登録のお願いをさせていただいております。必ずや、業務を行う上で皆様にとってメリットがあるものと思っております。まだ、登録されていない方にはご検討いただき、登録方法等、不明な点がございましたら事務局までご連絡いただければ、登録の手順を案内させていただきます。

引き続き本会の運営にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和8年度 第1回日行連関東地方協議会 会長会

会長 古田島 俊憲

令和8年6月26日、長野県行政書士会館において令和8年度第1回日行連関東地方協議会会長会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

※関東地方協議会とは、1都10県の単位会が所属する協議会です

1. 日 時 令和8年6月26日（金）午後3時から
2. 場 所 長野県行政書士会館 2階会議室
3. 参加者 関東地方協議会（以下、関地協）所属の各单位会長
4. 議 案

- (1)令和7年度事業報告及び決算報告について
- (2)令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- (3)令和8年度日行連関東地方協議会役員の選任について
- (4)日行連定時総会に伴う報告を要する事項について（追認決議）
日政連定期大会に伴う報告を要する事項について（追認決議）
- (5)日行連関東地方協議会顕彰について（追認決議）

5. 詳 細

令和7年度事業報告では、関地協会長会が年4回開催されたこと、日行連との連絡会が11月13、14の両日で開催されたことなどの報告がありました。決算報告では、令和8年度への繰越額が約280万円となったことが報告されました。令和8年度事業計画及び収支予算については、例年どおりの計画、予算を組んだとの提案がありました。

議題の(4)、(5)については、既に決定した事項についての追認決議となりました。

今回、全ての議案が可決承認され、令和8年度の当番会は山梨会であることが確認されました。

関地協の会長会は、他の単位会の情報を得ることができる大変貴重な機会です。他の単位会の活動内容で、群馬会が取り入れることができる有益な事項は、積極的に取り入れ会務運営に役立てていきたいと考えております。

各部・委員会紹介

01

群馬県行政書士会の各部や委員会について、「行政ぐんま」誌上で紹介してまいります。
今回は、広報部を紹介いたします。

広報部長 後藤 康德

広報部紹介

広報部では、広報誌「行政ぐんま」を発刊し、10月に行われる行政書士制度広報月間、2月の行政書士記念日事業、群馬県行政書士会のホームページの管理など、一年を通して活動しております。

広報誌「行政ぐんま」は、年4回発刊しており、発刊月は、7月、10月、新年（1～2月）、4月です。掲載記事は、業務に関する資料のほかに、定時総会の模様や賀詞交歓会、記念日事業等の本会行事や支部活動、各部からのお知らせ等も掲載しております。今年の4月号で創刊200号となり、より良い広報誌としてゆくためご意見・アイデアを募集しております。

10月の行政書士制度広報月間は、行政書士制度の普及浸透を目的として、全国にて一斉に事業を行っています。群馬会では、例年10月初めに「電話無料相談会」を実施しております。また、各支部においても無料相談会を実施したり各官公署でのPR活動をしたりなどしていただいております。広報グッズをご用意し各支部の広報活動に使用していただけるようにするとともに、会長ならびに執行部が県の関係機関に挨拶に行く際にも使用しております。

毎年2月22日は「行政書士記念日」ですが、これに合わせ記念日事業を企画実施しております。これまでに行った例としては、無料相談会、落語公演会、講談講演会、会員による寸劇、新聞・ラジオ広告、また、「けやきウォーク前橋」「スマーク伊勢崎」「高崎駅周辺」などでリーフレットやティッシュを配布しアピールするなど企画してまいりました。イベントを行いますと、新聞・テレビなどが取材に訪れてくださり、テレビニュースや新聞記事でのメディアによる報道で波及していく効果も小さくないと考えられます。ここ4年ほど無料相談会を開催しておりますが、来年2月につきましては林家つる子師匠による落語会を行うことになりました。詳細は追ってお知らせいたします。

最後に、本年度の総会で承認された広報部の事業計画を紹介いたします。今後の、広報部の活動にご理解ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

広報部では、行政書士制度の周知、普及活動及び利用促進を図るため、継続的、効果的な活動に努めます。

1. 「行政ぐんま」第201、202、203、204号を刊行する。
2. 広報誌を利用して、会員並びに県民に対する情報発信を継続的に行うよう努める。
3. 各種広報媒体を活用して、行政書士制度の周知を継続的に行うよう努める。
4. 広報誌並びにリーフレットにおいて、特定行政書士制度の周知を図る。
5. 行政書士制度広報月間で開催する相談会の継続的、効果的な実施に努める。
6. ホームページ及びメール会員を利用した迅速な情報発信に努める。
7. Eメール会員の増加を目指し、継続的に会員に周知する。
8. 行政書士記念日事業の、より効果的な実施に努める。
9. 新聞、ラジオ等を利用して、県民に伝わる新たな広報を継続して検討する。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
7	2	国際業務・デジタル社会部会議	①令和8年度事業について ②東京入管高崎出張所で行う相談業務について ③許認可業務・法務業務部と協力して実施する入管業務研修について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、岩井、田島、大竹各部員
7	7	広報部校正会議	(1)行政ぐんま201号の校正について (2)令和8年度行政書士広報月間について (3)広告について (4)その他	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、柳、廣川各部員
7	8	職務上請求書払出日		菅野常任理事、太田理事
7	9	法規監察部会	<報告事項> ①法違反業者あてに警告文書を送付した件 <協議事項> ①令和8年度事業について ②法教育事業への取り組みについて ③行政書士制度広報月間における監察活動について ④窓口表示板の発注について	古田島会長、亀田副会長、塩野部長、本間副部長、田中、徳江各部員
7	13	入会式 4名		古田島会長
7	21	経理部会	(1)各種値上げについて (2)会費未納会員について (3)その他	古田島会長、山田副会長、武田部長、黒川副部長、大橋部員、富沢専門員
7	22	職務上請求書払出日		中島副会長、後藤常任理事
7	23	総務部会	<報告事項> (1)職務上請求書払出しについて <協議事項> (1)補助者規則の改正について(継続協議) (2)本会におけるデジタル環境の整備について(継続協議) (3)行政書士関係法規集について(継続協議) (4)就業規則等について (5)事務所調査について (6)その他	古田島会長、中島副会長、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
7	24	入会式 6名		古田島会長
7	27	常任理事会	<協議事項> ①職務上請求書払出しについて(総務部) ②職務上請求書不正利用により処分された会員の職務上請求書返戻義務違反について ③苦情処理対策委員会報告に対する対応について ④その他 <報告事項> ①高崎支部からの報告事項について ②各部報告 ③その他	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
7	30	建設業許可電子申請(JCIP)に関する研修会 講師：ワイズ公共データシステム株式会社 研修担当		古田島会長、菅野部長、藤生部員
7	31	業務推進グループ会議	<協議事項> ①令和8年度活動方針について ②事例発表会の開催について ③分科会の事業について ④その他	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田、各副会長、飯島GL、佐藤SGL、中山、堀越、森田、鈴木、新井(優)、穂苅、新井(清)、田島、中澤、根岸各G担当員

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
8	3	自動車登録・封印業務に関する研修会 第1部：自動車登録業務（車庫証明含む） 講師：封印管理委員会 鈴木武明 委員 第2部：封印業務 講師：封印管理委員会 河野晶一 委員		古田島会長、尾池委員長、山田副委員長、鈴木、河野各委員
8	6	広報部企画会議	〈会議事項〉 (1)行政ぐんま202号の企画について (2)行政書士制度広報月間について (3)その他	吉田（明）副会長、後藤部長、吉田（憲）副部長、柳、廣川各部長
8	12	職務上請求書払出日		服部常任理事
8	20	相続業務に関する研修会の開催について 「相続業務について」 講師：群馬県行政書士会会員前橋支部所属 齊藤真吾先生		古田島会長、菅野部長、高橋（憲）副部長
8	25	常任理事会	〈協議事項〉 ①令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集について ②東京出入国在留管理局からの情報提供（申請取次管理委員会報告） ③「災害時における被災者等支援に関する協定に係る研修会」のお知らせ ④その他 〈報告事項〉 ①高崎支部からの報告事項 ②各部報告 ③その他	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
8	27	広報部編集会議	〈会議事項〉 (1)行政ぐんま202号の編集について (2)令和8年行政書士制度広報月間について (3)その他	吉田（明）副会長、後藤部長、吉田（憲）副部長、小林、柳、廣川各部長
8	28	入会式 2名		古田島会長

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員

～群馬県最低賃金が改正されました～
 確認OK？最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。

群馬県最低賃金 時間額 **1,120円**
 令和8年10月3日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
 又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。



自動車登録・封印業務に関する研修会報告

封印管理委員会副委員長 山田 英史

1. 日 時：令和8年8月3日（月）午後1時30分から約2時間

2. 会 場：前橋商工会議所会館3階 リリィ

3. 研修内容

第1部 「車庫証明・自動車登録業務」 封印管理委員 鈴木武明先生

第2部 「出張封印業務」 封印管理委員 河野晶一先生

研修後に封印業務効果測定を実施

4. 受講者：会場36人、Zoom12人

5. 報 告

前回に引き続き、許認可業務・法務業務部との共催で研修を開催いたしました。

封印業務とは、運輸支局に車両を持ち込むことなく、行政書士がナンバープレートに施封することができるものです。これを行うには、効果測定を受けてから、「丁種会員」として登録することによって可能となります。本研修に伴う効果測定は、受講者31人が合格でした。熱心に受講していただいた賜と感謝いたします。

自動車関連業務は、「車庫証明」「登録」「封印」と一連の業務を行政書士が行えるものです。行政書士法の改正に伴い、不透明な部分が解消され、自動車販売業者などからの依頼増加が見込まれる分野です。会員各位が車両登録、封印業務等の専門知識を習得する一助となるような研修を企画いたしました。

本研修では、自動車関連業務に精通した会員である両先生を講師に招き、丁寧なレジュメを準備していただき、車庫証明提出時の注意点、自動車登録に必要な書類の作成要領、出張封印業務において留意しなければならない事項等をわかりやすく説明していただきました。



高崎支部

「たくさんの出会いとエールを力に！」

この度はお忙しい中、新人のために有益な研修会を開いていただき、本当にありがとうございました。普段、多くの先輩方とゆっくりお会いする機会がないため、とてもありがたく貴重な時間を過ごすことができました。

4月に行政書士会への登録をしてから、お会いする先輩方に『うなぎを食べる会』の噂は聞いていましたので、当日までとても楽しみにしていました。

まず、鰻が期待以上に美味しく、よく味わいながらいただきました。

名刺交換会については、当日を迎えるまで、一人ずつご挨拶をすることができるか不安がありましたが、とてもスムーズな方法で名刺交換とご挨拶をすることができて、新人にとってはとてもありがたかったです。

また、研修でのそれぞれの先生方のお話も、とてもわかりやすくお伝えいただきました。具体的な書面や数字を見せていただいたり、実体験に基づくお話を教えていただいたほか、相続のグループワークでは実際に自分自身でも考えたりすることができて、大変勉強になりました。

登録をしてから今まで、本当にたくさんの先生方にお会いすることができました。

今までの人生でこれほど短期間に多くの人と出会ったことはありませんでした。

『うなぎを食べる会』でお会いしたどの先輩もご自分の道を切り開かれていて、とても刺激を受けました。

そして、短時間しかご挨拶ができなかった先輩もいらっしゃいましたが、どの方からもエールをいただいたような心地がしました。

まだまだ手探りの状態ではございますが、今後とも宜しくお願い致します。

03

桐生支部長 中山 一郎

桐生支部

国会見学と屋形船の旅

令和8年7月9日、桐生支部の研修旅行を実施しました。当日は桐生支部会員16名に加え、他支部からも7名のご参加をいただき、総勢23名で東京へ向かいました。

最初の訪問先は国会議事堂です。重厚で風格のある建物を間近にし、国政の中心となる議場や館内を見学しました。国会内では、井野議員の秘書の方に丁寧な解説を交えながらご案内いただき、国会の仕組みや建物の歴史について理解を深めることができました。

当日は国会の会期中で、議事堂内には独特の緊張感と活気が感じられました。そのようなご多忙の中、経済産業副大臣兼内閣府副大臣の井野俊郎衆議院議員（群馬県第2区選出）が私たちのもとへ顔を出してくださいました。直接お話を伺う機会にも恵まれ、参加者一同にとって大変印象深いひとときとなりました。

国会見学後は、江戸東京博物館を訪れました。江戸から現代へと続く東京の歴史や文化、人々の暮らしの変遷に触れ、楽しみながら学ぶことができました。

旅行の締めくくりは、屋形船での夕食です。船内では料理を味わいながら、東京湾の景色を眺め、ゆったりとした夕方のひとときを過ごしました。お台場では噴水ショーを観賞することができ、水と光が織りなす華やかな演出に歓声が上がりました。デッキに出ると心地よい風が吹き、日中の暑さを忘れさせてくれるような、爽やかな時間を楽しむことができました。

参加者からは、「これまで機会がなかったので、初めて国会に来ることができて良かった」「屋形船を楽しみにしていたが、期待どおりだった」といった好評の声をいただきました。また、支部の垣根を越えて交流を深めることができたことも、今回の旅行の大きな成果となりました。

ご参加いただいた皆様、並びに旅行の実施にご協力いただいた皆様に、心より御礼申し上げます。今回の研修旅行が、皆様にとって楽しい夏の思い出の一つとなれば幸いです。



東毛 4 支部

令和 8 年度東毛 4 支部合同研修会を開催して

令和8年7月17日、伊勢崎市の「最高の一日～Wonderful Wedding～」において、令和8年度東毛4支部合同研修会を開催いたしました。当日は81名の群馬会会員及び補助者の皆さまにご参加いただき、盛会のうちに終了することができました。

今回の研修会では、令和8年1月1日に施行された改正行政書士法を踏まえ、行政書士を取り巻く業務環境の変化や今後より一層求められる専門性及び実務対応力を念頭に、日常業務との関連性が高い「自動車登録業務」及び「太陽光発電事業の名義変更等」をテーマとして取り上げました。

私は第1部の講師を務め、自動車登録に関する一般的な手続に加えて相続による名義変更や法人における支店登録など、実務上、判断に迷うことの多い事例について解説いたしました。特に、単純な登録手続にとどまらず相続や法人関係などの個別事情によって必要となる手続や確認事項が異なるケースを取り上げ、適切な業務遂行のための留意点について説明いたしました。

第2部では岩井副支部長が講師を務め、太陽光発電事業における名義変更等をテーマに、一般的な手続に加えて相続に伴う名義変更や農地転用を伴う事例について解説いたしました。太陽光発電事業は関係する制度や行政手続が多岐にわたることから、個々の事案に応じた的確な判断が求められる分野であり、具体的な事例を交えた講義を通じて実務上の対応について理解を深める機会となりました。

改正行政書士法の施行により行政書士の業務に対する社会的な期待が一層高まる中、単に制度や法令に関する知識を有するだけでなく個々の事案に応じて適切に判断し、依頼者の求めに的確に応える実務能力がこれまで以上に重要になるものと考えております。今回の研修会が会員の皆さまの知識及び実務能力の向上につながり、ひいては行政書士業務のさらなる発展の一助となれば幸いです。

結びに、ご参加いただきました会員及び補助者の皆さまをはじめ、開催にご協力いただきました関係者の皆さまに心より御礼申し上げます。

※登録事項の変更について※

行政書士法第6条の4により、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく単位会に変更申請を行う必要があります。登録事項は事務所所在地等のほかに、自宅住所や本籍も含まれており、これらを変更した際も申請が必要です。詳しくは、事務局にお問い合わせください。**(群馬県行政書士会 事務局 TEL：027-234-3677)** なお、地方自治法第260条第1項による変更、または電話番号のみの変更は無償です。

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 特定在留カードの交付を希望される方へ
- ・ 申請取次事務研修会（9月VOD方式）の開催について
- ・ 国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について
- ・ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定について
- ・ 盛土規制法に関する設計者の資格について
- ・ 宅地造成技術講習に関するアンケートの実施について
- ・ 在留カードと個人番号カードの一体化等に伴う本人確認書類の取扱いに係る周知について
- ・ 「保護観察官による更生保護出張講座」の実施について
- ・ 在留申請に関する進捗状況の問い合わせについて
- ・ 外為法に基づく手続のオンライン対応について
- ・ 特定在留カードの取扱いについて
- ・ 申請取次事務研修会（10月VOD方式）の開催について
- ・ 令和8年度「実施セミナー」受講者募集について
- ・ 令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について
- ・ 改正行政書士法を踏まえた適切な窓口対応について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 〈業務推進グループ〉群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（ヤード規制条例）について
- ・ 〈群馬会〉個人番号（マイナンバー）の提出及びデジタル資格者証について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

令和8年度会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区 分	納入金額
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

2. 口座振替日

金融機関	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和8年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和8年 12月22日
ゆうちょ銀行	令和8年 12月22日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、郵便局に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。

業務相談について



会員の皆様が業務を行ううえで、「他の行政書士はどのように処理しているのだろうか？」と疑問に思ったことや、「官公署ごとに運用が異なるので困った。」ということはありませんか。

こうした疑問や困りごとに対応するため、業務推進グループでは「業務相談」を行っています。

質問がある方は、業務推進グループ(本会)あてにメール等でお問い合わせください。

注：抽象的な御相談にはお答え致しかねます。

令和9年度 群馬県行政書士会 会費改定のご案内

経理部長 武田 洋典

拝啓 会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の会務運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、去る令和8年度定時総会にてご承認いただき、このたび知事認可を受けました会則変更に伴い、令和9年度より会費の額を改定させていただくこととなりました。会員の皆様にはご負担をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、何卒事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、納入金額およびお手続きに関して下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 改定内容

令和9年度第1期（4、5、6、7月分）請求分より、会費を以下のとおり改定いたします。

- ・改定前：20,000円
- ・改定後：24,000円

2. 手続き等に関するご協力のお願い

■ 口座振替をご利用中の会員様

振替日（引き落とし日）までに、口座残高のご確認をお願い申し上げます。

■ 口座振替をご利用でない会員様

事務手続きの円滑化のため、この機会に「口座振替」へのご変更手続きにご協力ください。

以上



コスモスぐんま活動のご案内

コスモスぐんま広報部長 佐藤 美保子

講師派遣・その他サポート

成年後見制度は、高齢者や障がいのある方々が安心して暮らせる社会の実現に欠かせない重要な支援制度です。

コスモスぐんまでは、後見業務の質の向上をめざし、実務と倫理の両面において継続的な研鑽を重ねております。また、後見人の養成にも力を入れており、支部業務研修会等への講師派遣についても随時対応しております。

個別の案件で受任者をお探しの場合なども、どうぞお気軽に事務局までご相談ください。

上半期の活動報告 ①

コスモスぐんまでは、成年後見制度のさらなる周知と行政書士による後見支援活動の理解促進を目的とした取り組みの一環として、行政書士制度広報月間である10月に向け、県内市町村の担当部署へ、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター発行のコスモス通信45号を郵送いたしました。

上半期の活動報告 ②

本年度は12名の入会希望の申し込みが寄せられました。6月27日（土）に入会前研修の開講式を行い、7月18日（土）には考査及び修了式を実施しました。

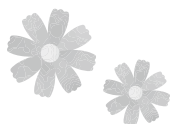
受講者の皆さんは事前の予習にも熱心に取り組まれ、考査ではその成果を十分に発揮されました。

今後、研修で得た知識を生かし、コスモス会員として成年後見業務の担い手となることが期待されます。



入会前研修は、「開講式」と「考査・修了式」の2日間のみ会場へ集合し、講義はVOD等の動画を各自受講のうえレポートを提出していただく形式です。

次回の日程は次頁の通りです。
ご応募をお待ちしております。



コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

成年後見制度は、判断能力が十分でない方の暮らしや財産を守り、その方らしい生活を支えるための大切な制度です。高齢化が進む中、地域の身近な法律家である行政書士にも、成年後見に関する知識と実務への理解がますます求められています。

コスモスぐんまでは、成年後見制度について基礎から実務まで体系的に学ぶことができる入会前研修を開催しています。集合研修は開講式と考査・修了式の2日間のみで、その間にご自宅や事務所でVODまたはUSBを視聴して、ご自身のスケジュールに合わせて受講することができます。

「成年後見について学んでみたい」「今後の業務の幅を広げたい」という方も、この機会に一步踏み出してみませんか。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

研修内容

【場 所】 高崎市総合福祉センター 1階 会議室1
高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822

【研修日時】 ①開講式 令和9年6月19日(土) 13:30 受付
②考査・修了式 令和9年7月24日(土) 13:30 受付

※集合形式の研修は2回のみです。②までにVODまたはUSB視聴を各自終了する必要があります。

【費 用】 15,000円(公式テキスト代含む) ※ 開講日にご持参ください。



05

※研修のみでもOK!受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-

後見保険に加入し入会となります。(研修を修了しないと後見保険加入はできません。)

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。(希望しない場合は申し出てください)



【問合せ先・事務局】

公益社団法人コスモス成年後見サポーセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切: 令和9年5月20日(木) まで】

申込書

入会前研修会に申し込みたいです。

宛先FAX

027-233-2943

フリガナ

氏 名

生年月日

行政書士登録番号

第

号

会員番号〈群馬県行政書士会〉

第

号

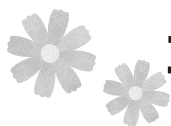
事務所名

事務所所在地

連絡先 TEL

FAX

連絡・VOD視聴用 MAIL



コスモスぐんま 入会前研修参加者の声



令和8年度コスモス成年後見制度の入会前研修を受講して

高崎支部 松林 里津

令和8年度コスモス成年後見制度の入会前研修を受講して、考査も無事終わることができて、ホッとするとともに、その反面、支援を必要とする方の財産管理や身上保護に関わる仕事の重みを感じ、ピリッと身が引き締まる思いがしています。

そして、行政書士試験の民法で学んだ『成年後見』の知識が実務に繋がるということを知り、勉強していてよかったと改めて実感することができました。

研修動画の視聴を進めていく際に、何度も頭をよぎったのは父のことでした。

父はコロナ禍の直前に脳梗塞で倒れ、実家のある兵庫県と私の住む群馬県という遠距離に加え、コロナ禍により面会も厳しく制限され、私は父をサポートすることも、ほとんど会うこともできませんでした。

幸いにも母やきょうだいが介護をしてくれたおかげで、父は亡くなるまで穏やかに過ごすことができましたが、私自身の中では『何もしてあげられなかった』という無力感と後悔が残りました。

今回受講したコスモス成年後見制度の研修では、後見人としての基本的な知識、様々な専門家や機関との連携、病気の知識、実際に講師の先生方が体験した事例など、幅広い知識が盛り込まれていました。

現場の実体験のエピソードでは、単に事務手続きをやればよいということではなく、サポートが必要なご本人やそのご家族の気持ちに寄り添うことがとても大事だということも学びました。

これから私が後見人として活動していくにあたって、父が病に伏した時に自分が感じた不安や戸惑いやもどかしさを忘れずに、同じような状況にいるご本人やそのご家族に対して、そっと心に寄り添いながらサポートに努めてまいりたいと思います。





【後見の学びが、国際業務を深くする】

コスモスぐんま副支部長 塩野 有希

国際業務の相談を受けていると、ふと「もし、この方が病気や事故で意思を伝えられなくなったら、誰が支えるのだろうか」と考えることがあります。

日本に長く暮らしていても、頼れる親族は母国にいる。財産も日本と母国の双方にある。そのような外国人にとって、将来への備えは決して他人事ではありません。

成年後見に関する行政書士の役割は、後見人等に就任することだけではないと思います。制度を学ぶことで、目の前の手続だけでなく、本人の意思、家族関係、生活状況、そして将来まで見据えて相談を受ける視点が身につきました。この視点は、在留資格や帰化の手続はもちろん、相続、遺言、財産管理など、日々のさまざまな業務に生きています。

国際業務と市民法務の双方に関わる行政書士だからこそ、早い段階で課題に気づき、必要な制度や支援者へつなぐことができるのだと思います。

日本人も外国人も安心して年を重ねられるよう、後見の学びをこれからも実務に生かしていきたいと思います。



グリーン (外国人)

人類の権利をまもる
正義のヒーロー
行政書士 権利まもり隊
(TEAM G)



レッド (高齢者)

「趣味のコーナー」への投稿のお願い

いつも行政ぐんまをご覧くださいありがとうございます。本誌面では、より多くの会員の方に参加していただきたく“趣味のコーナー”を開設しております。

写真、俳句、川柳、短歌、イラストなど、皆様の趣味や得意分野の投稿をお待ちしています。誌面の許す限り掲載させていただく予定ですが、諸事情により掲載できないこともございますことご了承ください。なお、投稿の要領は以下のとおりです。

● 作品募集要項 ●

1. 作品の種類と規格

- ・ 写真：JPEG、白黒
- ・ 俳句・川柳・短歌等：Word 形式等
- ・ イラスト：JPEG、グレースケール



※応募作品は自作で未公表のものとしします。また、応募者は当該作品が第三者の著作権等知的財産権を侵害していないことを保証するものとしします。

2. 応募資格

群馬県行政書士会会員

3. 応募方法

Eメールで下記に提出してください。

応募の際には必ず、応募者の会員番号、氏名、連絡先を記載してください。

E-mail : office@gunma-gyosei.jp



4. 投稿作品の著作権

投稿作品の著作権は投稿者に帰属するものとしします。

ただし、作品を、広報誌や本会ウェブサイトに掲載すること、及び募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該作品の応募者には了承していただきます。

5. 投稿作品の採否について

広報部で決定いたします。採否の理由についてはお答えできません。



「私の趣味」 柳 芳信

結婚当初のまだ若かった頃、休日に私がギターを弾いていると、妻が不意に言った。

「私に歌を作ってよ」

「そのうちね」、そう笑って答えてから、気づけば三十年以上の月日が流れてしまっていた。

今年の初め、妻の病気が悪化して入院が決まった。少しでも妻の心が紛れるようにと、あの日の約束を思い出し、久しぶりにギターをつま弾き始めた。

しかし、想いが強すぎるのか、曲作りはそう簡単には進まない。

悩んだ末に出会ったのが、AI を使って楽曲を作る方法だった。試行錯誤を重ね、苦心して書き上げた最初の一曲。高鳴る胸を抑えて病床の妻に聴かせたが、反応は思いのほかそっけないものだった。

それでも、私は諦めなかった。妻に少しでも笑顔になってほしい、新しい歌をすぐに届けてあげたい。その一心で、毎日毎日、愚直に曲を作り続け、YouTube に投稿し続けた。

気がつけば、投稿した動画は八百本を超えていた。一曲一曲に、その日の出来事や妻への想い、二人の歩んできた感情が刻まれている。あの時果たせなかった小さな約束は、いま私の生きがいとなり、二人を繋ぐかけがえのない「歌のアルバム」となった。

行政書士の歌として、「行政の誇り」や「街角の行政書士の歌」などもショート動画で投稿しています。私の名前でユーチューブを検索すると私のチャンネルが出てきます。

今日も私は、新しい曲を作っています。

07



ご意見・アイデアをお寄せ下さい。

「行政ぐんま」は節目の200号を超えました。より良い広報誌とするため、広報部は幅広くご意見・アイデアを募集いたします。募集期間につきましては今年度中、随時受け付けております。

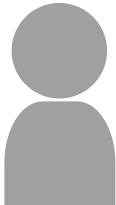
デジタル時代の進展にともない、今後も紙媒体の発刊としてゆくのかについても、日行連や全国の単位会において検討課題となっています。日行連発行の「月刊 日本行政」においては、現在紙媒体は奇数月での発行、偶数月は電子版のみとなっております。このような点につきましてもご意見をお聞かせください。

お寄せいただいたご意見やアイデアは、今後の「行政ぐんま」発行の参考とさせていただきます。皆様のご提案をお待ちしております。

群馬県行政書士会事務局 宛て Eメール : office@gunma-gyosei.jp
FAX : (027) 233-2943

新入会員

	会員番号 第3607号 氏 名 アオキ マサノリ 青 木 正 興 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2026. 7. 1		会員番号 第3608号 氏 名 ハナフサ ナオト 芳 賀 直 人 所属支部 館 林 入 会 日 2026. 7. 1
	会員番号 第3609号 氏 名 カク タ ノボル 角 田 登 所属支部 太 田 入 会 日 2026. 7. 1		会員番号 第3610号 氏 名 タカ ハシ マサ ユキ 高 橋 正 之 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 7. 1
	会員番号 第3611号 氏 名 アマ ガサ リョウジ 天 笠 嶺 司 所属支部 太 田 入 会 日 2026. 7. 1		会員番号 第3612号 氏 名 ハセ タカ シ 蓮 聖 志 所属支部 太 田 入 会 日 2026. 7. 1
	会員番号 第3613号 氏 名 サワ グチ ミュウタ 澤 口 未友太 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 7. 1		会員番号 第3614号 氏 名 クロ バラ マサ ミ 黒 原 正 美 所属支部 沼 田 入 会 日 2026. 7. 15
	会員番号 第3615号 氏 名 ムラ カミ アツ コ 村 上 温 子 所属支部 太 田 入 会 日 2026. 7. 15		会員番号 第3616号 氏 名 ニ ワ マナ ミ 丹 羽 愛 美 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2026. 7. 15
	会員番号 第3617号 氏 名 フジ イ テン ヤ 藤 井 天 哉 所属支部 渋 川 入 会 日 2026. 7. 15		会員番号 第3618号 氏 名 ササ オ ヒロ キ 笹 尾 博 樹 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 8. 15

	会員番号 第3619号 氏 名 清 氷 武 人 所属支部 藤 岡 入 会 日 2026. 9. 1		会員番号 第3620号 氏 名 狩 野 務 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 9. 1
	会員番号 第3621号 氏 名 木 村 侑 所属支部 渋 川 入 会 日 2026. 9. 1		

[入 会 者]

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3607	2614 2547	JAVIKO行政書士事務所	372- 0042	伊勢崎市中央町21-13 3B号室 TEL 090-8107-6190		社
		アオ キ マサ ノリ 青 木 正 興				
3608	2614 2548	エリート行政書士事務所	374- 0042	館林市近藤町 171 番地の 98 TEL 080-9521-5766		
		ハ ガ ナオ ト 芳 賀 直 人				
3609	2614 2549	角田行政書士事務所	373- 0018	太田市丸山町237 TEL 080-5483-8901		税
		カク タ ノボル 角 田 登				
3610	2614 2550	クライス・パートナーズ行政書士事務所	370- 0041	高崎市東貝沢町二丁目16番地9 TEL 027-386-8941		税
		タカ ハシ マサ ユキ 高 橋 正 之				
3611	2614 2551	フリボン行政書士事務所	373- 0062	太田市鳥山中町322番地 TEL 0276-57-8326		
		アマ ガサ リョウ ジ 天 笠 嶺 司				
3612	2614 2552	Holy ambition行政書士事務所	373- 0036	太田市由良町1140番地 1 TEL 090-6950-5120		
		ハス タカ シ 蓮 聖 志				
3613	2614 2553	澤口みゆうた行政書士事務所	371- 0016	前橋市城東町一丁目 1 番地 1 TEL 080-2023-7423		土
		サワ グチ ミユウ タ 澤 口 未友太				
3614	2614 2760	エスケー行政書士事務所	378- 0053	沼田市東原新町 1841-20 1 階 TEL 090-4304-9005		
		クワ バラ マサ ミ 栞 原 正 美				
3615	2614 2761	むらかみ行政書士事務所	373- 0844	太田市下田島町1555-5 GLハイツ102 TEL 090-7985-7452 info@murakami-gyosei-office.com		
		ムラ カミ アツ コ 村 上 温 子				

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3616	2614 2762	にわ行政書士事務所	372- 0003	伊勢崎市華蔵寺町20-2 パークハウスけぞうじ2		
		ニ ワ マナ ミ 丹 羽 愛 美		TEL 070-1069-8791		
3617	2614 2763	藤井行政書士事務所	377- 0065	渋川市北橋町小室215番地 3		
		フジ イ テン ヤ 藤 井 天 哉		TEL 080-2550-1037		
3618	2614 3119	行政書士笹尾事務所	371- 0816	前橋市上佐鳥町542番地5		税
		ササ オ ヒロ キ 笹 尾 博 樹		TEL 027-225-7650		
3619	2614 3275	藤の花行政書士事務所	375- 0042	藤岡市鮎川210番地3		
		シ ミズ タケ ヒト 清 水 武 人		TEL 070-5489-8202		
3620	2614 3276	柏木行政書士事務所	370- 3101	高崎市箕郷町柏木沢1388		
		カ ノウ ツトム 狩 野 務		TEL 070-7580-1958		
3621	2614 3277	エアスペース行政書士事務所	377- 0008	渋川市渋川2561-14		
		キ ムラ ユウ 木 村 侑		TEL 090-9207-3598		

〔法人新規登録〕

法人 番号 登録 番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX 番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12602 2612201	知福行政書士法人	〒 374-0005 館林市花山町 2606 番地		徐 慧 渡邊 充徳	
12603 2614001	行政書士法人 N a g o m i	〒 370-0043 高崎市高関町 343 番地 6	080-5752-2815	中澤 和幸	

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名			業務内容	兼 業	
3521	1008 2258	ムラ タ キョウ コ 村 田 京 子	370- 0031	高崎市上大類町699-6-201			61
2568	0314 0273	イケ ダ マサ アキ 池 田 正 晃		TEL 027-233-2222			26

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名			業務内容	兼 業	
3478	2414 0645	ナカ ジマ モト オ 中 島 元 雄		TEL 080-1287-9637			97
3335	2114 0128	トータス行政書士事務所 ワキ ノ コウ イチ 脇 野 孝 一					58
2097	8914 1488	セキ ケン イチ 関 謙 一	371- 0004	前橋市亀泉町333-6 TEL 090-6503-4723			23
3475	2414 0642	都所楓華行政書士事務所 ト ドコロ フウ カ 都 所 楓 華	378- 0002	沼田市横塚町1267 TEL 080-1026-9133			129

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
伊勢崎	2 4 4 4	高 木 哲 雄	令和8年6月30日	死 亡
前 橋	3 0 6 2	大 澤 新 一	令和8年6月30日	廃 業
藤 岡	1 6 3 6	小手澤 治	令和8年6月26日	廃 業
高 崎	1 5 7 8	寺 田 哲 夫	令和8年6月30日	廃 業
前 橋	2 1 9 1	宇佐美 幸 二	令和8年7月15日	廃 業
桐 生	1 2 6 0	金 子 進	令和8年7月31日	廃 業
太 田	1 3 0 5	石 原 光 男	令和8年7月31日	廃 業
高 崎	1 3 7 6	南 雲 多加子	令和8年7月31日	廃 業
安 中	2 8 0 6	萩 原 敏	令和8年7月31日	廃 業

(届出受付順)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

高 木 哲 雄 先生 令和8年6月30日逝去(伊勢崎支部)

編集後記

今号の表紙は、前橋文学館前に立つ萩原朔太郎のブロンズ像です。朔太郎は前橋に生まれ、日本近代詩を代表する詩人として知られています。その作品を読み返してみると、故郷・前橋の風景とともに、どこか寂しげで不思議な「猫」の姿が心に残ります。

朔太郎の「猫」という詩には、月夜の屋根の上に二匹の猫が現れます。「おわあ、こんばんは」と呼び交わす猫たち。その光景はユーモラスでありながら、静かな夜の中に人間の孤独や寂しさが浮かび上がってくるようでもあります。朔太郎にとって猫は、単にかわいらしい動物というより、夜や孤独、そして言葉にならない心の揺らぎを映し出す存在だったのかもしれませんが。

そして、前橋文学館のすぐそばを流れるのが広瀬川です。朔太郎には、その名も「広瀬川」という詩があります。故郷を離れた後に詠まれたこの作品には、広瀬川の流れや前橋の街への深い郷愁が込められています。故郷に複雑な思いを抱きながらも、離れてみれば懐かしく、その風景が心から消えることはない、そんな朔太郎の思いが伝わってきます。

今も広瀬川は前橋の街を静かに流れています。その川辺に文学館があり、朔太郎のブロンズ像が立っていることを思うと、詩の中の風景と現在の前橋とが、一本の川によって結ばれているように感じられます。

忙しい毎日の中では、身近な風景をゆっくり眺めることも少なくなりました。文学館を訪れた折には、ブロンズ像から少し足を延ばして広瀬川の流れを眺めてみてはいかがでしょうか。そして帰り道、路地の片隅で猫に出会ったなら、ほんの少し朔太郎の詩の世界に思いを馳せてみるのもよいかもしれません。

広報副部長 吉田 憲一（高崎支部）



行政ぐんま
第202号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 後藤 康德(渋川支部)
同 副 部長 吉田 憲一(高崎支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 田中 光重(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 廣川 道明(富岡支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続



あなたの街の法律家 行政書士

日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産払下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関すること

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-04



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

